

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（双葉町）

都市計画中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称		中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前、江又、深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田					
面 積		約 4 9 . 6 ha					
位置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設	約 3 . 7 ha	備 考	交流施設、産業、研究、業務施設等を 8・5・1 福島県復興祈念公園と隣接する地区東部に配置する。			
	特定業務施設	約 3 4 . 3 ha		産業、研究、業務施設等を地区全体に適宜配置する。			
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			幹線道路	—	14m	約 770m	3・5・6 長塚中野復興シンボルロード
			区画道路	—	12～8 m	約 5,030m	
		地区を横断する 3・5・6 長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路（12～8 m）を配置する。					
その他の公共施設		下水道 ①雨水：調節池を經由して排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し排水路へ放流する。 水 路 約 1 . 3 ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。					
小 計		約 1 1 . 6 ha					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		200／100					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60／100					
建築物の高さの最高限度		—					

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

- 1 区画道路の一部について、地区外への延伸を踏まえた計画としていたが、道路計画の見直しにより、当該箇所の東西において新たに道路を整備することで中野地区周辺の道路ネットワークが確保されることとなったため、地区外への延伸を取り止めるとともに、隣接する水路の計画変更が生じたため、道路線形を変更しようとするものです。
- 2 水路について、隣接する地区北側の農地について農業部局との協議が完了したことから、水路の管理用通路設置のため、水路の規模を変更しようとするものです。
- 3 水路規模の変更増に伴い、特定業務施設の区域を減ずるものです。

名 称	中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設						
位 置	双葉郡双葉町大字中野字宮ノ脇、高田、谷地前、江又、深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田						
面 積	約 4 9 . 6 ha						
位置 及び 規模	特定公益的・特定業務施設	約 3 . 7 ha	備 考	交流施設、産業、研究、業務施設等を 8・5・1 福島県復興祈念公園と隣接する地区東部に配置する。			
	特定業務施設	約 3 4 . 5 ha 約 3 4 . 3 ha		産業、研究、業務施設等を地区全体に適宜配置する。			
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			幹線道路	—	14m	約 770m	3・5・6 長塚中野復興シンボルロード
			区画道路	—	12～8 m	約 5,050m 約 5,030m	
		地区を横断する 3・5・6 長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路(12～8 m)を配置する。					
その他の公共施設	下水道 ①雨水：調節池を經由して排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し、排水路へ放流する。 水 路 約 0 . 9 ha 約 1 . 3 ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。						
小 計	約 1 1 . 4 ha 約 1 1 . 6 ha						
建築物の延べ面積の敷地面積 に対する割合の最高限度	200/100						
建築物の建築面積の敷地面積 に対する割合の最高限度	60/100						
建築物の高さの最高限度	—						

都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備考
平成 29 年 3 月 23 日	当初決定	双葉町	双葉町告示第 3 号
平成 30 年 3 月 30 日	第 1 回変更	双葉町	双葉町告示第 18 号